

## 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成25年9月12日

全国健康保険協会  
理事長 小林 剛

### 1 調達内容

#### (1) 調達件名及び数量

備品（5品目）の購入

#### (2) 仕様等

仕様書による。

#### (3) 納品期限

平成25年9月27日（金）

#### (4) 見積競争方法

見積金額は総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2 見積書の提出場所等

#### (1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1

全国健康保険協会 経理グループ 担当 中澤 尚弘

電話 03-5212-8214（直通）

（仕様書はホームページ上でダウンロード可）

#### (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会 総務人事グループ

担当 工藤 電話 03-5212-8212（直通）

#### (3) 見積書提出期限

日 時 平成25年9月19日（木） 午前11時00分

※郵送の場合も上記日時までに必着とする。

### 3 その他

(1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。

(2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 見積結果は当協会受付前に掲示する。（※決定業者のみ別途連絡する。）

## 仕 様 書

案件名	備品（5品目）の購入
仕様及び数量	<p>①片袖机（オカムラ DS15VF-MB51）・・・6台                  ②事務椅子（オカムラ CN85ZR-FM31）・・・6脚                  ③4人用ロッカー（オカムラ 4574FZ-Z13）・・・2台                  ④両開き書庫（オカムラ 4B38ZZ-Z13）・・・2台                  ⑤シングルベース（オカムラ 4B92ZZ-Z13）・・・2台                  ※④⑤については、転倒防止及び連結を施すこと。</p>
納品・履行期日	<p>平成 25 年 9 月 27 日（金）                  ※納品日が早くなることは差し支えないこと。                  ※納品日については、履行期日までにおいて担当者と協議により決定した日となること。                  ※納品・設置に係る作業等は、17 時 30 分以降に行うこと。</p>
納品・履行場所	<p>(1) ①②の各 1 台、③の 1 台、④及び⑤の納品場所                  東京都千代田区九段北 4-2-1 市ヶ谷東急ビル 9 階 全国健康保険協会                  (2) ①②の各 5 台、③の 1 台の納品場所                  東京都品川区内（詳細は受託者に対して別途連絡する。なお、納品場所はビルの 8 階となる。）</p>
担当者	<p>全国健康保険協会 総務部総務人事グループ 工藤                  電話：03-5212-8212（直通）</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入費にあたって必要となるすべての経費を見込むこと。</li> <li>・受託者は搬出入作業にあたる車両、従事者名、現場責任者連絡先等の情報をあらかじめ当協会に届けること。</li> <li>・搬入はビル 1 階正面玄関からとなる。荷揚げ場（駐車）のスペースがないため、留意すること。</li> <li>・納品場所の車両搬入路については、(1) が高さ 3m、(2) が高さ 2.85m となること。</li> <li>・納品場所の (2) の搬入路は、1 階約 35m、8 階約 15m となること。</li> <li>・搬出入作業に際しては、当協会担当者の指示に従い、横転、破損等の事故が生じないように細心の注意をもって行うこと。また、ビル側の指示に従い適切に作業すること。</li> <li>・搬出入作業に関する搬出入口、玄関、ロビー、エレベーター、通路その他損傷のおそれがあると判断される部分について、養生を行い、作業完了時には速やかに撤去すること。なお、エレベーター等の設備を丁寧に取り扱い、受託者の責任により損傷又は汚れ等が認められた場合は、協会の指示に基づき受託者の責任において原状回復を図ること。</li> </ul>